



第53号

発行所  水土里ネット新利根川
新利根川土地改良区
稲敷市幸田3542
TEL 0299-79-2417(代)
FAX 0299-79-2357
ホームページ
<https://sintonegawa.or.jp/>

編集兼 理事長 黒田 輝 美
発行人

印刷所 株式会社 タナカ

基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区
十余島排水機場 No.1号主ポンプ分解整備



ごあいさつ

新利根川土地改良区

理事長 黒 田 輝 美



初夏の候、組合員の皆様には益々ご健勝、ご活躍のことお慶び申し上げます。また日頃より当土地改良区の運営に関し、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

コロナ禍の状況が3年目に入り、世界経済はコロナとの共生が進んでおりますが、ロシアのウクライナ侵攻の影響を受けた急激な物価上昇に消費は低迷しており、資源と食料を輸入に頼っている日本では諸外国よりも厳しい経済状況であります。農業情勢についてもコロナによる消費低迷によって米価が下がり、原材料費の高騰が追い打ちをかける非常に苦しい状況にあります。今年度は5月に入り、コロナ対策の緩和も進み、連休中の観光など人の流れが多かったことから、日本経済の回復・国内農産物の消費拡大に期待したいと思っております。

さて、第171回通常総代会が令和4年3月25日に開催され、令和4年度予算を含め、第1号から第15号議案まで、全議案が原案の通り承認可決されました。第2号議案では、老朽化した土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業費の積立を行うための、償還準備金の賦課が承認されました。この償還準備金については、令和3年7月の理事会に於いて決議され、同年8月の第170回臨時総代会にて積立計画が承認可決されたことにより、今年度より賦課することとなりました。建設後40年を超える施設が年々増加しており、定期的な部分整備では部品の供給調達等に限界が来ております。さらに昨今日本各地で増加している震災被害や、局地的な洪水被害等は、建設当時の設計能力では対応できない施設もあります。また、主に電力料金を中心とした施設運用費の負担を軽減するため、低コスト化・高効率化を目的とした施設の更新が必要となっております。県営灌排賦課金の徴収が令和3年度で終了しました。昭和後期から平成初め頃の他の土地改良事業償還金も、昨年度までに徴収が終了し、組合員の皆様の負担が減ってまいりましたので、今後急激な負担増加を避けるためにも、この償還準備金について、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、今年度以降行う土地改良事業は、稲敷市・河内町の過疎化地域指定により農家負担がより軽減される補助率となっています。今現在、経営体育成基盤整備事業野田奈川地区及び十三間戸地区が事業化に向けた手続きが終盤を迎え、本年度より実施される運びとなっております。

令和4年度は日本経済・農業経済が回復に向かうことを期待し、当改良区としまして、より一層貢献できるように役職員一丸となって取り組んでまいりますので、組合員の皆様方を始め、関係機関の皆様方にも更なるご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます。最後に、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

茨城県県南農林事務所
稲敷土地改良事務所
所 長 久 保 田 良 英



本年4月の定期人事異動により、稲敷土地改良事務所に赴任しました久保田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新利根川土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進について、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨今の情勢と致しましては、本年1月頃より新型コロナウイルスのオミクロン株が猛威を振るい、本県でも千人を超える陽性者が発出するなど収束する見込みが立たないなか、2月に始まったウクライナ危機に伴う穀物、肥料、燃油等への影響が懸念され物価高が顕著となるなど、欧州を中心に世界的には不安定な状況が続いております。

その一方で、国内の農業に目を転じますと、管内では人口の減少に伴い稲敷市や河内町が過疎指定されたことに象徴されますとおり、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、生産者米価の下落が顕著となるなど、農業者の皆様には様々な課題に直面し、不安を募らせていると思います。

このようななか、本県では昨年の9月末に「いばらき3Q（Quality 質の高い、Quantities 多くの量を、Quickness 迅速に）」をスローガンに本県農林水産業の成長産業化を図り、「儲かる農業」の実現により持続的に発展することが何よりも重要として、2025年度までの目標となる農林水産部の基本指針を策定しました。

この基本指針でも、基盤整備（土地改良）を契機に農地の大区画化や担い手への集積・集約化により生産コストを縮減させることや、水田の汎用化により野菜などの高収益作物を導入して販売額を増加させることなど、農業所得の向上につなげ、「儲かる農業」の実現を目指すとされています。

また、管内の農業農村整備としましては、本年度から新たに整備を進める「十三間戸地区」「野田奈川地区」に代表されます水田等の面的整備のほか、「新利根第1機場地区」をはじめとする老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や防災・減災対策の強化等を積極的に進めております。

当事務所としましては、地元負担の軽減や事業効果の早期発現を念頭に置きながら計画的に基盤整備を進め、管内の農業農村が今後も元気で活力あるものとなりますよう、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、挨拶といたします。



ごあいさつ

茨城県土地改良事業団体連合会
県 南 事 業 所
所 長 栗 原 浩 之



4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました栗原でございます。どうぞよろしくお願い致します。

黒田理事長をはじめ、新利根川土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の運営並びに諸事業の推進につきまして、多大のご理解とご協力、ご支援を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の急拡大や減少に翻弄され、日常生活はもとより様々な活動に大きな制約を受けました。本会においても、例年実施している各種会議、研修会等が影響を受け、書面による開催または延期、中止など会員の皆様には何かとご迷惑やご不便をおかけ致しました。引き続き、感染症予防対策に万全を期した上で、組織運営並びに諸事業に当たって参りますのでご理解とご協力をよろしくお願い致します。

さて、近年の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の減少、荒廃農地の増大や鳥獣被害の増加、農業用施設の老朽化、気候変動による豪雨災害などにより農地、農業用水等の管理や営農の継続が困難になるなど、様々な課題に直面しております。

このような情勢のもと、昨年3月に国においては、「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、産業政策として「生産基盤強化による農業の成長産業化」、地域政策として、「多様な人が住み続けられる農村の振興」、この2つの政策を支える「農業農村の強靱化」が示されました。農業農村整備事業関係予算につきましては、昨年末に令和4年度当初予算が、前年を上回る4,468億円（令和3年度4,445億円）を閣議決定され、すでに成立している補正予算の国土強靱化5か年対策・TPP対策等1,832億円と合わせますと、令和3年度と同額の6,300億円となっております。しかしながら、事業を計画的・安定的に実施するためには、年度当初予算をしっかりと確保することが必要不可欠であります。当初予算の確保について、引き続き、会員の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、この4月1日には、急施の防災事業の拡充、農地中間管理機構関連農地整備事業の拡充、土地改良事業団体連合会の業務の見直し、土地改良区の組織変更制度の創設が盛り込まれた改正土地改良法が施行されました。引き続き、本会といたしましても、国、県の関係機関と連携を図りながら、改正土地改良法に関し会員の皆さまと一緒にあって対応して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。



●お知らせ● 「役員の改選」 来春に！

当土地改良区の役員（理事・監事）の任期は、令和5年4月3日をもって満了となります。
役員総選挙は、定款及び役員選挙規程により、任期満了日の前60日から10日までに、総代会において選挙を行うことが定められております。
理事の定数は17名、監事の定数は5名です。

役員は各被選挙区域（新利根川土地改良区区域内受益地の所在地）に所属する組合員のうちから選挙いたします。
各被選挙区から選挙すべき役員の定数は次のとおりです。

被選挙区	被選挙区域	定 数	
		理事	監事
第1被選挙区	稲敷市 伊崎 戊渡 柴崎 太田 下太田 南太田 寺内 小野 堀川 伊佐津	3人	1人
第2被選挙区	稲敷市 桑山 駒塚 椎塚 高田	1人	
第3被選挙区	稲敷市 浮島 阿波 甘田 須賀津 四箇 神宮寺 上馬渡 下馬渡	3人	1人
第4被選挙区	稲敷市 新橋 清水 町田 東大沼 市崎 福田 中島 幸田 脇川 釜井 伊佐部 阿波崎 下須田 清久島 余津谷 橋向 押砂 曲渕 四ツ谷 六角 結佐 八千石 佐原組新田 手賀組新田 上須田 上之島 石納 佐原下手 西代 八筋川 境島	7人	2人
第5被選挙区	河内町 長竿 片巻 下加納 和銅谷 金江津 平川 十三間戸	3人	1人

選挙権がない者
新利根川土地改良区組合員でない者、法人、未成年者、破産者で復権できない者、
禁錮刑以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなる
までの者

第 171 回 通常総代会を開催

令和 4 年 3 月 25 日 当改良区において総代会が開催されました。新型コロナウイルスの影響が続く中、書面議決により総代定数 78 名の内、66 名が書面による提出、12 名の出席により審議が行われ、審議の結果、提出された議案すべてが原案通り可決及び承認決定されました。



黒田輝美 理事長



議長 石橋利之 総代（河内地区）

決議された議案

- 議案第 1 号 令和 4 年度新利根川土地改良区会計収支予算(案)について
- 議案第 2 号 令和 4 年度新利根川土地改良区経常賦課金、償還準備金及び特別賦課金の賦課率及び徴収期限(案)について
- 議案第 3 号 令和 4 年度新利根川土地改良区会計収支予算に伴う政策金融公庫資金借入れ(案)について
- 議案第 4 号 令和 4 年度新利根川土地改良区会計収支予算に伴う特定資産の年度当初の一時流用(案)について
- 議案第 5 号 令和 4 年度新利根川土地改良区余裕金の預入先金融機関について
- 議案第 6 号 令和 4 年度新利根川土地改良区役員の報酬について
- 議案第 7 号 令和 4 年度特別会計基幹水利施設管理事業収支予算(案)について
- 議案第 8 号 令和 4 年度特別会計基幹水利施設管理事業予算内一時借入金について
- 議案第 9 号 新利根川土地改良区定款の一部改正(案)について
- 議案第 10 号 新利根川土地改良区定款附属書役員選挙規程の一部改正(案)について
- 議案第 11 号 新利根川土地改良区定款附属書総代選挙規程の一部改正(案)について
- 議案第 12 号 新利根川土地改良区規約の一部改正(案)について
- 議案第 13 号 新利根川土地改良区会計細則の一部改正(案)について
- 議案第 14 号 令和 3 年度新利根川土地改良区一般会計第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 15 号 令和 3 年度特別会計基幹水利施設管理事業収支補正予算(案)について

令和 4 年度 用水休止日のお知らせ

毎週火曜日								
5 月			6 月				7 月	
1 7 日	2 4 日	3 1 日	7 日	1 4 日	2 1 日	2 8 日	5 日	1 2 日

上記、**火曜日**が用水施設の**休止日**です。毎年、節電・節水にご協力いただきありがとうございます。
引き続き今年度も、ご理解とご協力をお願いいたします。

農地中間管理事業を活用し 農地の利用を進めてみませんか？

農地を貸したい **出し手**

・規模縮小・経営転換・農地相続 でお困りの方

農地を借りたい **受け手**

・規模拡大・新規参入 をお考えの方



借受と転賃 茨城県農地中間管理機構「農地バンク」(茨城県農林振興公社)

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- ・市街化区域以外の農地であること
- ・再生作業が困難な遊休農地ではないこと
- ・10年以上の貸し付けが可能であること
- ・貸借範囲が明確にできること
- ・土地改良区賦課金の滞納がないこと
- ・大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせください。

茨城県農地中間管理機構 ☎029-350-8687

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 水戸市上国井町3118-1

■ ホームページ <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



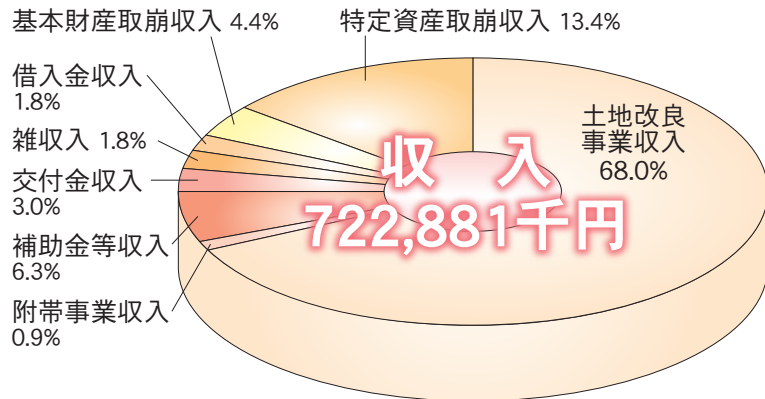
令和4年度 予算のあらまし

一般会計 収支共 722,881千円

■一般会計予算

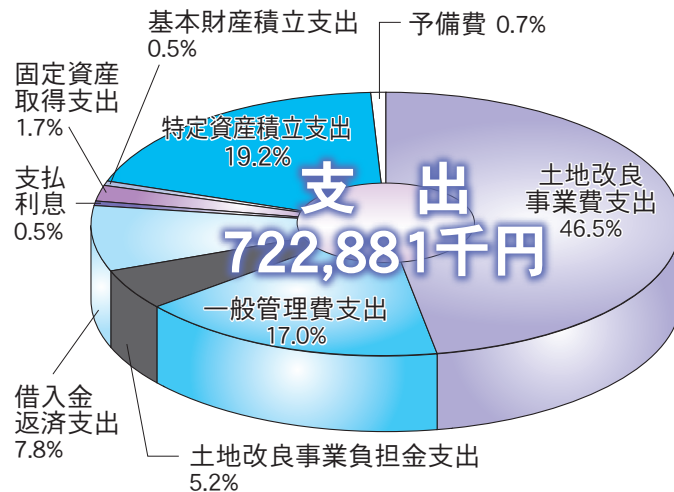
●収入

科 目	金額(千円)	割合(%)
土地改良事業収入	492,138	68.1
附 帯 事 業 収 入	6,423	0.9
基本財産運用収入	20	0
特定資産運用収入	6	0
補助金等収入	45,715	6.3
交 付 金 収 入	24,300	3
寄 附 金	1	0
業務受託料収入	41	0
雑 収 入	12,731	1.8
借 入 金 収 入	13,025	1.8
基本財産取崩収入	31,825	4.4
特定資産取崩収入	96,655	13.4
固定資産売却収入	1	0
計	722,881	100



●支出

科 目	金額(千円)	割合(%)
土地改良事業費支出	342,956	46.5
一般管理費支出	122,731	17.0
土地改良事業負担金支出	37,598	5.2
借入金返済支出	56,174	7.8
支払利息	3,613	0.5
固定資産取得支出	12,380	1.7
出資金取得支出	10	0
基本財産積立支出	3,560	0.5
特定資産積立支出	138,858	19.2
雑 支 出	1	0
予 備 費	5,000	0.7
計	722,881	99



■特別会計予算

会 計 名	予算額 (千円)	内 容
基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業	245,730	国営施設の管理 (稲敷市より受託)

複式簿記導入に向け、令和2年度より積立金会計等の特別会計は一般会計に統合されました。それにより、令和4年度予算は土地改良区会計基準の複式簿記の予算科目に改めております。

令和4年度事業の 事業実施計画

1. 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1 機場地区

総事業費 4 1 1, 5 0 0, 0 0 0 円
本年度予算額 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
工 期 平成26年度～令和4年度
受益面積 5 5 6. 7 ha
事業内容 機械設備及び
場内整備等 一式

2. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸10期地区

事業費 6 6, 0 0 0, 0 0 0 円
工 期 令和4年度
受益面積 5, 7 0 3 ha
事業内容 排水路護岸整備等 一式

3. 基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

管理受託費 2 4 5, 7 3 0, 0 0 0 円
工 期 令和4年度
受益面積 5, 6 6 0 ha
事業内容 機械設備整備 一式
電力料その他 一式

4. 土地改良施設維持管理適正化事業 第42期生

事業費 2 9, 7 0 0, 0 0 0 円
工 期 令和4年度
受益面積 2 2. 7 ha
事業内容 機械設備整備 一式

5. 経営体育成基盤整備事業 野田奈川地区

総事業費 4, 6 0 1, 0 0 0, 0 0 0 円
本年度予算額 3 8, 0 0 0, 0 0 0 円
工 期 令和4年度～令和13年度
受益面積 1 3 6. 6 ha
事業内容 区画整理工
(用排水施設整備、道路整備) 一式

6. 経営体育成基盤整備事業 十三間戸地区

総事業費 8 7 1, 0 0 0, 0 0 0 円
本年度予算額 2 1, 0 0 0, 0 0 0 円
工 期 令和4年度～令和9年度
受益面積 8 1. 8 ha
事業内容 用排水施設整備 一式

7. 調査計画業務 幸田地区・草場地区

負担金 5, 1 0 0, 0 0 0 円
工 期 令和4年度
事業内容 事業計画策定



令和3年度事業の実施状況

◆基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

- ・管理受託費 246,870,000円
- ・受益面積 5,660ha
- ・整備補修費 143,156,200円
- ・事業内容 十余島排水機場ポンプ整備工事 外9件
機械設備整備 一式
電力料その他 一式



太田金江津用水機場ポンプ整備工事
太田系電動機整備 2台

◆県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1 機場地区

- ・事業費 100,000,000円
- ・受益面積 556.7ha
- ・事業内容 機械設備整備 一式



◆調査設計業務 野田奈川地区・十三間戸地区

- ・事業費 3,500,000円
- ・事業内容 事業計画策定

◆農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸9期地区

- ・事業費 66,000,000円
- ・受益面積 5,712ha
- ・事業内容 排水路護岸工事 機場設備整備 一式



上) 金江津1号排水幹線水路護岸工事
中央) 四箇2号幹線排水路護岸工事
下) 八筋川用排水路護岸工事

◆農業生産基盤整備事業(一般地帯型) 平須地区

- ・事業費 4,510,000円
- ・事業内容 平須用水機場ポンプ設備整備工事 一式



令和2年度
収支決算報告

収入済額
支出済額
差引残高

3,422,578,088 円也
3,422,578,088 円也
0 円也 (次年度へ繰越)

▼収入

■ 一般会計 ■

項 目	決 算 額	摘 要
1) 組 合 費	347,984,592	徴収率 98%
2) 決 済 金	1,356,390	農地転用等決済金
3) 財 産 収 入	8,400	農林中央金庫、県信連出資配当金
4) 寄 付 金	0	
5) 諸 収 入	35,812,014	未収賦課金、他目的使用料、機材使用料、延滞金
6) 負 担 金	20,811,134	事務受託費、市負担金
7) 繰 入 金	1,066,399,101	特別会計より
8) 補 助 金	70,931,600	国費補助金、県単事業補助金、市補助金
9) 借 入 金	5,750,000	政策金融公庫より 新利根第1 機場地区
10) 地 元 負 担 金	0	
11) 事 業 交 付 金	24,930,000	適正化事業 本新地区
12) 補 償 費	193,613,200	稲敷市より受託
13) 繰 越 金	125,437,317	前年度より
収 入 合 計	1,893,033,748	

▼支出

項 目	決 算 額	摘 要
1) 事 務 費	129,044,102	役員報酬、職員俸給、手当、事務所営繕費、総代会費外
2) 徴 収 費	2,356,527	納付書等郵送料、口座振替手数料
3) 維 持 管 理 費	152,881,138	機場電力料、施設整備・管理費外
4) 事 業 促 進 費	566,756	広報費外
5) 財 産 費	199,427,727	特別会計へ
6) 負 担 金	26,268,080	基幹水利事業負担金外
7) 返 納 金	0	
8) 分 担 金	5,750,000	茨城県へ 新利根第1 機場地区
9) 事 業 費	309,796,900	基盤整備、県単事業、適正化事業、補償事業等
10) 総 代 選 挙 費	465,046	
11) 予 備 費	0	
12) 基本財産積立支出	385,495,787	
13) 特定資産積立支出	680,902,578	
14) 繰 越 金	79,107	次年度へ
支 出 合 計	1,893,033,748	

■ 特別会計 ■

会 計 名	収入済額	支出済額	差引残高
1) 基 本 財 産 積 立 金	385,495,787	385,495,787	0
2) 償 還 準 備 積 立 金	352,366,600	352,366,600	0
3) 財 政 調 整 積 立 金	84,812,141	84,812,141	0
4) 機 材 償 却 積 立 金	31,157,604	31,157,604	0
5) 土地改良施設整備基金積立金	52,755,313	52,755,313	0
6) 退 職 給 与 積 立 金	38,376,735	38,376,735	0
7) 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業	238,250,736	238,250,736	0
8) 償 還 金	346,329,424	346,329,424	0

複式簿記導入に向け、令和2年度より積立金会計等の特別会計は一般会計に統合されました。

◆令和3年8月7日開催の臨時総代会で承認されました。◆

◀ 令和2年度 賦課金の徴収状況 ▶

会 計 名	調 定 額	納 入 済 額	未 納 額	未納者数	徴 収 率
経 常 賦 課 金	352,962,692	347,896,905	5,065,787	105 人	98.6%
償 還 賦 課 金	225,784,205	221,733,173	4,051,032	98 人	98.2%
合 計	578,746,897	569,630,078	9,116,819	109 人	98.4%

令和2年度 財産目録

令和3年5月31日調製

単位:円

資 産				負 債						
摘 要				金 額		摘 要		金 額		
流 動 資 産				1,111,957,613		長 期 負 債		454,861,440		
内 訳	現 金			89,168		長期借入金		454,861,440		
	預 金			42,912,254		内 訳	日本政策金融公庫		437,831,440	
	未 収 金			81,688,424			平準化資金（ＪＡ稲敷）		17,030,000	
	特定資産		積立金	986,398,675						
			出資金等	869,092						
固 定 資 産				57,612,245		短 期 負 債		42,718,567		
内 訳	土 地			20,447,559		引 当 金		42,718,567		
	建 物			34,992,089						
	備 品			2,172,597						
資 産 合 計				1,169,569,858		負 債 合 計		497,580,007		

ご注意下さい！（農地の売買や借入をするとき）

滞納がある農地の所有権（売買・譲渡・相続・交換などにより）や、貸し借り等を行い耕作権を得た場合、法律により権利を取得した者がその滞納金の納付義務を負うことになります。（土地改良法第42条第1項）たとえ、取得した農地に滞納金があったことを知らなくても、登記簿上の所有権設定や農業委員会への利用権設定を行うと、法律上、その滞納金も継承したことになります、納付義務から免れることはできません。

農地の取得や権利の設定を行う前に、その農地に滞納があるか改良区へ確認してください。

◆令和4年度 新利根川土地改良区の賦課金について◆

土地改良法第37条 新利根川土地改良区定款第30条により延滞金が発生いたします。

口座振替をご利用の方は、納期の前に残高の確認等、期限内納付へのご協力をお願いします。

	種 類	賦課率（1,000㎡当り）	発行年月日	徴 収 期 限
前 期	經常賦課金	田 3, 1 5 0 円	令和4年6月1日	令和4年6月30日
		畑 1, 0 5 0 円		
		冬期（蓮）2, 5 0 0 円		
後 期	經常賦課金	田 3, 1 5 0 円	令和4年9月1日	令和4年9月30日
		畑 1, 0 5 0 円		
		冬期（蓮）2, 5 0 0 円		
	償還準備金	田 2, 0 0 0 円	令和4年9月1日	令和4年9月30日
		畑 6 6 0 円		
	県営灌排賦課金	田 2, 5 0 0 円 畑 1, 6 6 0 円	徴収完了	

特 別 賦 課 金										
発行年月日 令和4年9月1日					徴収期限 令和4年9月30日					
地 区 名		1,000㎡当り賦課率		償還完了年度	地 区 名		1,000㎡当り賦課率		償還完了年度	
56	伊 崎 土 地 総	排	円	R5	62	十余島Ⅲ期土地総	暗	円	R5	
		1支			64	東 中 央 土 地 総	排		徴収完了	R5
		暗					暗			
		パ					佐パ			
57	十余島Ⅰ期土地総	排	徴収完了	R5	66	金江津Ⅱ期土地総	排泥	円	R7	
		暗					暗			
59	十余島Ⅱ期土地総	排		R5	70	新 橋 地 区 経 営 体	排	2,990	R11	
60	東 村 西 部	ほ		R5			パ	210		
		護岸					護床	90		
		護床					暗	1,530		
		パ			71	八 筋 川 開 拓	ボ	1,500	R17	
61	金江津Ⅰ期土地総	支排	R5							
		清支								

賦課金についてのQ&A

Q：用水を使用していないのに、なぜ賦課金を支払わなければならないのか？

A：賦課金は水の使用料（水汲み費用）だけではありません。

土地改良事業は農業生産の効率化を目的とした事業ですので、その事業には多額の公金も使われており、その恩恵を受けている事業実施地域の組合員は、組合員全員で管理を行っていかねばなりません。そのため土地改良事業区域にある農地には、賦課金は掛かり続けます。土地改良事業実施区域内の受益者（農地の所有者・農業者）は土地改良区へ当然加入（土地改良法第十一条）となっています。

また、当改良区の区域内は低湿地帯であり、用水せずとも常時機械排水をしています。

※賦課金とは、土地改良事業に要する経費のことであり、事務費・維持管理費を含めた改良区の運営費です。

改良区・管理委員会・受益者間での管理バランスが崩れ、改良区や管理委員会の管理負担が増えた場合は、改良区・管理委員会の経費負担も増えることになり、経常賦課金や地元管理費の増額を検討せざるをえなくなります。農家や地主など、改良区の組合員が日頃から田んぼや畑・隣接する公共物の管理（水路や畦畔の除草作業や、法面の管理）など、大変苦勞されながらきいに管理されております。世代交代（相続等）で管理がわからない・高齢化などで管理ができなくなった場合は、耕作放棄地や荒廃農地になる前に農地の貸し出しや売却を検討するなどし、近隣農家の迷惑にならないようお願いいたします。農地利用のご相談は、市役所・町役場の農業委員会で行っております。

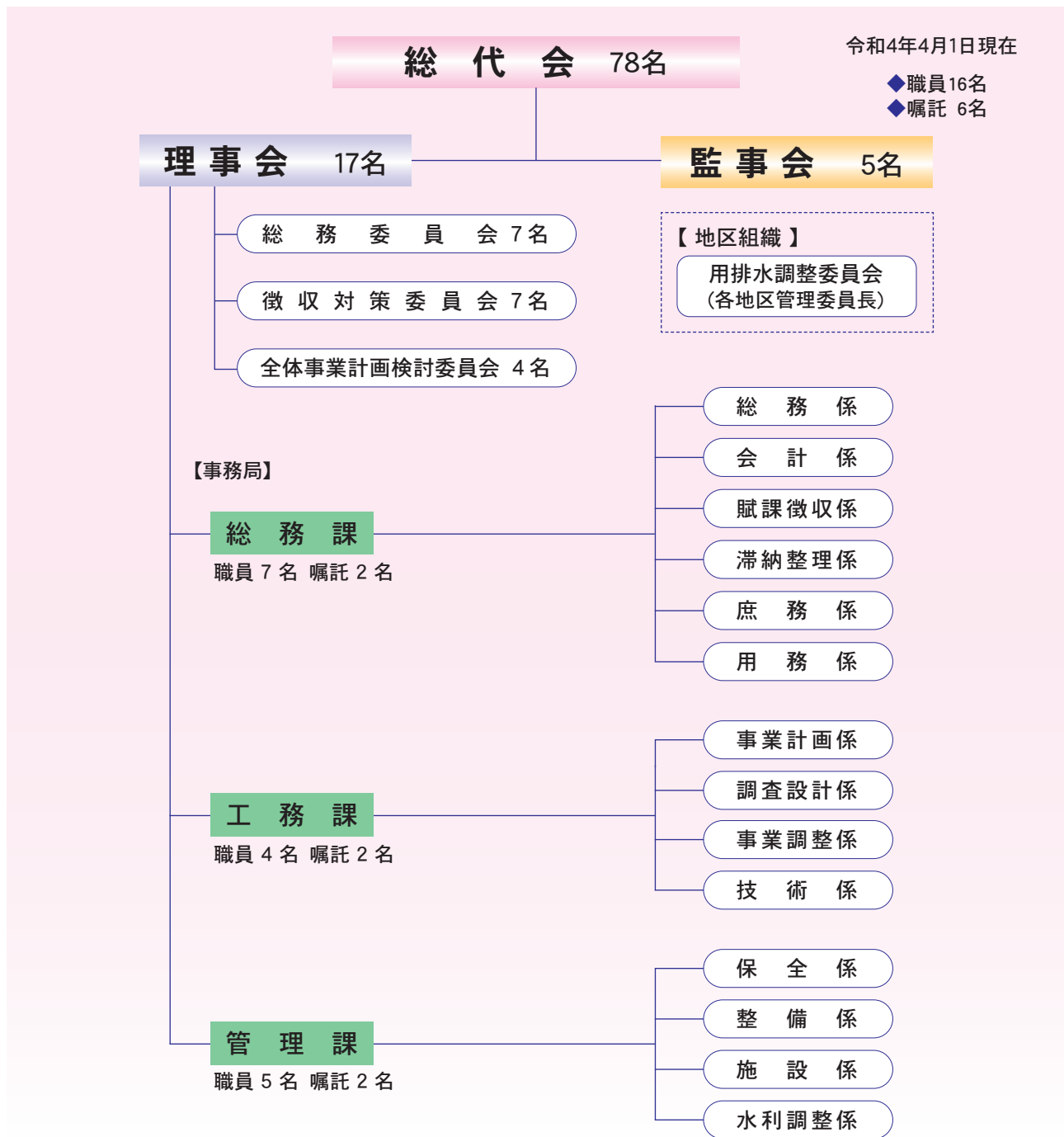
令和4年度 管理委員長名簿

系 統				施 設 名	地 区 名	管理委員長		
新 利 根 川	十余島用水機場	十余島系	十余島用水機場	排水	平須排水機場	西 部 平 須	高木 一浩	
					新平須機場	新 平 須	木村 誠	
					内沼排水機場	金江津内沼宮前	青野 正	
					井戸	神宮寺第一機場	神 宮 寺	関川 昭
						神宮寺第二機場		
						神宮寺第三機場		
	谷中第一機場	谷 中	柳町 久夫					
	谷中第二機場							
	霞ヶ浦	北水路	尾島第1機場	尾 島	松浦 紀男			
			草場・尾島第二機場	草場尾島第二	遠井 正之			
			伊崎水門	野田奈川干拓	橋本 國光			
			伊崎西揚水機場	新 田 組 合	平山 和人			
			新田機場					
			西の洲第1機場	西 の 洲	小貫 治夫			
			西の洲第2機場					
			西の洲北機場	西ノ洲北用排水路	調 整 協 議 会			
			西の洲北・弁天水門					
			野田奈機場	野田奈川干拓	橋本 國光			
			浜田組合機場	浜 田 組 合	諸岡 弘規			
			浜田機場					
	霞ヶ浦	南水路	須賀津用水機場	四 箇 (須賀津西・馬渡)	平山 宗一			
			須賀津排水機場					
			須賀津水門					
			馬渡用水機場					
馬渡排水機場								
利根川			余津谷機場	余 津 谷	佃 信幸			
	流作用水機場	流 作	平山 昇一					
	横利根川	境島機場	境 島	浅野 信行				
		八筋川開拓第1機場	八 筋 川 開 拓	石田 耕一				
		八筋川開拓第2機場						
		東六区八筋川用水機場	八 筋 川	坂本 一男				
東六区八筋川排水機場								
西代用水機場		西 代	根本 啓					
西代第1第2排水機場								
大須賀用水機場	大須賀系	大須賀用水機場	分木工	上 須 田	中山 和幸			
				下 須 田	黒田 敏男			
				阿 波 崎	根本 一也			
				伊 佐 部	鳥羽 健			
				四箇(須賀津東・甘田・阿波崎)	平山 宗一			
				甘 田 南	平野 修			
				釜 井	永長 秀敏			
				幸 田	坂本 和男			
				中 島	平山 昇			
				水利調整員	大 須 賀 系	永長 弘之		
				太田系	水利調整員	太 田 系	古沢 晴雄 土肥 徳良	
					大須賀北部機場	大 須 賀 北 部	山口 輝雄	
	分木工	東村西部 福田	渡辺 良一					
		東村西部 市崎	山口 一元					
		東村西部 町田	清水 丈夫					
	東大沼機場	東 大 沼	甲賀 松夫					
	分木工	清 水	坂本 旭					
		太 田 池	松田 彦一					
駒 塚		小川 昌一						
太 田 下		土肥 徳良						
太 田 上		内藤 勇						
柴 崎		野村 春夫						
太田金江津用水機場	金江津系	脇川用水機場	脇 川	大島 正巳				
		橋 向	根本 掌吉					
		清久島橋向用水機場	清 久 島	貝塚 敏秀				
		福 田 お て い	渡辺 良一					
		平須用水機場	西 部 平 須	高木 一浩				
		分木工	大 浦	高橋 克雄				
	新利根系	十平用水機場	十 三 間 戸	高仲 秀夫				
		新橋用水機場	平 川	篠田 守義				
			新 橋	内田 義博				
		金江津用水機場	金江津内沼宮前	青野 正				
		分木工	桑 山 新 田	川上 晋				
			柳 浦	椎塚 瑞男				
新利根第一機場	新 利 根	篠田 孝						

「水の出が悪い」「漏水している」等の問い合わせは地区のパイプライン・排水路は、地区管理委員会の管理です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

「水の出が悪い」「漏水している」等の問い合わせは地区のパイプライン・排水路は、地区管理委員会の管理です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

新利根川土地改良区機構図



- 新利根川土地改良区は昭和 28 年 1 月 17 日に設立し、現在は組合員の代表である総代 78 名で構成され、役員の理事 17 名・監事 5 名、各委員会、事務局で組織しています。(公共団体の一部で公共組合としての行政組織であり、茨城県知事認可を受けた土地改良事業を行う非営利団体組織です。昭和 24 年法律第 195 号「土地改良法」を基に公権力を附与されています。)

【各委員会の紹介】(理事会の補助機関・定款第 36 条第 2 項)

- ・徴収対策委員会は、賦課金等の公正・公平性の観点に立ち、納入意識の高揚を図るとともに、収納率の向上及び、滞納整理を円滑に促進させ、健全化を図ることを目的として平成 27 年に設置されました。
- ・総務委員会は、円滑な業務運営及び財政基盤の健全化等を図ることを目的として、令和元年に設置されました。
- ・全体事業計画検討委員会は、将来の土地改良事業が中長期的な計画のもと円滑に行われ、基幹的水利施設と末端水利施設双方の事業効果が早期に発現し、組合員全体の利益に資することを目的として、令和 3 年に設置されました。

組合員の皆様へ！ お願い

このような時は必ず届出が必要となります。

組合員資格に異動があったとき

- ◆農地の所有権や耕作権の異動。
(売買、相続、賃借権、交換等)
- ◆農業者年金等受給のために経営を移譲。
- ◆組合員の死亡。
- ◆住所の変更。



組合員資格得喪通知書
口座振替の変更もお願いします。

農地を転用するとき

- ◆農地を宅地や駐車場等に地目変更する。
- ◆公共事業等により用地買収された。
- ◆地籍調査により地目が農地以外になった。
- ◆**決済金の納付が必要です。**



農地転用届
地区除外申請書
施設使用承認書

改良区施設を使用するとき

- ◆雨水や浄化槽排水を水路に放流する。
- ◆水路に橋を架け、出入口を作る。
- ◆施設用地に工作物を設置する。
- ◆**使用料が発生する場合があります。**



他目的使用申請書
施設使用承認書

● 土地改良法第43条により組合員からの通知が義務付けられています ●

相続手続き・不動産手続きを市町村・法務局などの公共機関で行っても、土地改良区への届出が無ければ資格等の変更はできません。

● 上記権利関係の移動の際や、農地面積を確認したい場合は 賦課台帳の確認をお願いいたします ●

毎年3月に通常総代会が行われ、4月1日より新年度の賦課が始まります（賦課期日は土地改良法第36条第3項の規定により、総代会の議決日に賦課基準が決定されます）。

3月31日までに提出された権利関係の申請書を基に賦課台帳が更新されますので、土地の所有権の移動、耕作者の変更、農地の転用（農地から非農地へ）が発生したときは速やかに申請をお願いいたします。4月1日以降に提出された申請は、提出された年度の翌年度での変更となります。

「宅地なのに賦課されているが、宅地に変更した日に遡って還付できないのか？」などのお問い合わせがございますが、土地改良法第42条第2項の規定により、受益を得なくなった場合も決済が必要となります。申請が出された日が決済の基準日となりますので、遡っての還付はありません。



令和 3 年度 全国・茨城県 子ども絵画展

新利根川土地改良区管内の小学校では、「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展2021へは11作品の出展があり、2作品が入選しました。第13回いばらきの農業・農村子ども絵画コンクールへは1作品が出展・入選しました。出展していただいた小学生のみなさま、ありがとうございました。

出展数が多かったため紙面ではすべて紹介できませんが、田植えから農産物の収穫までが上手に描かれていて、子供たち視点での農業を見ることができました。

「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展2021 入選作品

主催：全国水土里ネット／都道府県水土里ネット



あずま北小学校3年生 根本さん



あずま北小学校3年生 黒田さん

第13回 いばらきの農業・農村子ども絵画コンクール 入選作品

主催：茨城県・水土里ネット茨城
後援：茨城県教育委員会・(株)茨城新聞社



あずま西小学校6年生 高城さん

※掲載の学年は、令和3年度時点のものです。

稲敷市教育委員会・河内町教育委員会・各小学校の先生方には、令和3年度中も新型コロナウイルス感染症対策で授業の編成に大変な中、ご対応していただきまして大変ありがとうございました。今後も地域と農業、自然環境の理解を深めるため、イベント等へのご協力をお願いいたします。

下記ホームページで入賞作品がご覧になれます。※入選作品は掲載しておりません。

「全国水土里ネット」ホームページ

(絵画展のページ)

<https://www.inakajin.or.jp/works/pr/kids-art>

「いばらきの農村発見」ホームページ

(絵画コンクールのページ)

<https://www.nouson.pref.ibaraki.jp/top-page/kodomo/kaiga/>

ナガエツルノゲイトウ（特定外来生物）の 侵入・拡散を防ぎましょう!!

※農研機構資料引用

農地周辺でナガエツルノゲイトウが見つかったら（具体的な防除・対策例）

☆水田内

- ・ 水稲用除草剤（初期剤や初中期剤）の体系処理で防除します。とくに給水栓まわりや畔際の防除を徹底します。
まん延ほ場では後期剤の使用と水稲刈跡に茎葉処理剤（グリホサートなど）の散布が効果的です（降霜期までに）。
- ・ 河川など取水源に定着している地区では、給水栓口にネット等を取りつけ、かんがい用水経由での侵入を防止します※²。



☆夏～秋に細い柄の先に
球状の白い花をつける



☆茎の中心は空洞
（ストロー状）



生息場所を確認したいため、圃場で発見された際には、新利根川土地改良区までご連絡下さい。

ジャンボタニシ（スクミリリンゴガイ 特定外来生物）

全国でジャンボタニシの発生が増えており、当改良区管内でも発生が見受けられます。

ピンク色の卵が特徴的ですが、寄生虫がいる場合がありますので、直接触らず、棒やヘラなどで水中へ削ぎ落とし、窒息死させるのが有効的です。

成虫などの防除の仕方は農林水産省のホームページをご覧ください。



農地環境を守ろう！



農地は自然環境とも深くかかわっています。耕作放棄（荒廃農地により害虫の大量発生・火災発生）、過剰な農薬の使用（水質汚染による河川環境の悪化）や、無駄水の垂れ流し（電気の無駄遣いによる間接的な環境破壊）をせず、みなさんで農地を取り巻く環境を守りましょう。

経営体育成基盤整備事業の事業制度について

◎令和4年度より稲敷市・河内町が過疎地域指定により国費5%上乘せ

(1) 事業の目的

競争力のある「攻めの農業」を展開し、担い手への農地集積や農業の高付加価値化を実現するため、農地や農業水利施設の整備を実施する。

(2) 事業メニュー

①区画整理、②用排水施設（用水路（パイプライン）、排水路、機場）、

③農道、④暗渠排水、⑤客土

上記のうち、2工種以上を選択。ただし、①区画整理の場合は単独での実施も可。

(3) 事業の実施要件

ア. 受益面積が20ha以上（※過疎地域等は10ha以上）

イ. 担い手へ一定以上（最低50%以上）の農地利用集積を図る。

※担い手とは・・・認定農業者（個人、法人等）、中心経営体など

(4) 負担割合

ア. 工事費（測量、設計、工事）

	国	県	市町村 (国指針より)	受益者
一般地域	50.0%	27.5%	10.0%	12.5%
過疎地域等	55.0%	27.5%	10.0%	7.5%

※市町村、受益者の負担割合は、今後協議により決めることになります。

(5) 地元負担の軽減について

中心経営体農地集積促進事業（促進費）の活用

中心経営体（≡担い手）への農地利用集積、集約化の割合によって、工事費の負担に対し助成を受けることができます。ただし、借入れ利子は対象外となります。

中心経営体集積率	助成割合		
	中心経営体集積促進事業		
	(A) 基本	(B) 集約化加算	(A + B) 計
55%以上 65%未満	5.5%	+1.0%	6.5%
→ 65%以上 75%未満	6.5%	+2.0%	8.5%
→ 75%以上 85%未満	7.5%	+3.0%	10.5%
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%

(B) の集約化加算は集積面積の80%を集約化した場合

※促進費負担割合（国3/6、県2/6、市町村1/6）

※集積には、農地中間管理機構や利用権設定等を活用する必要があります。

◎詳しい事業制度に関する問い合わせについて

県・市町・改良区等の関係機関による説明会を開催しますので、まずは改良区にご相談をお願いします。

新利根川土地改良区 工務課

